

再帰化と自己決定権

萩原 優騎 *

はじめに

本誌第 66 号掲載の拙稿「アンソニー・ギデンズの『再帰性』概念について」にて、「再帰性」という概念について学際的に検討した。アンソニー・ギデンズによる社会学的な観点からの定義を他の論者の見解と比較した上で、ラカン派精神分析による構造的な視点との関連で批判的に考察した。本稿の目的は、上記拙稿で理論的に論じたことに基づいて、生命倫理学における「自己決定権」という概念とそれが用いられる場面について問うことである。この課題は、前回の拙稿と同様、昨年度までの研究と今年度からの新しい研究を媒介しつつ、その展開を図るものにほかならない。国際基督教大学 21 世紀 COE プログラム「『平和・安全・共生』研究教育の形成と展開」では、「安全な生活環境と STS (科学技術と社会) 」グループにて、「再帰性とアイデンティティ」を主題に研究を進めてきた。そこでの研究課題の中心は、主体の自己批判的な認識力の獲得を通じたパースペクティブの変容と、そのような過程を含むような意思決定の在り方についてであった。この問いは、日本学術振興会特別研究員としての研究課題「主体と社会の再帰化が進行する時代の新しい意思決定論の構築のための精神分析的研究」に引き継がれ、現在に至っている。

最初に、自己決定権が生命倫理学の文脈で論じられてきた事柄について、主に自由主義との関連で扱い、「他者危害 (禁止) の原則」と呼ばれるものの特徴と問題点について述べる。次に、自己決定権を近代という文脈にどのように位置づけられるのかということ問う。続いて、近代化が進展する状況下での、自己決定権の対象とされる種々の医療行為と専門的知識との関係及びその変容について検討する。後半では、「リスク社会」と呼ばれる現状における、認識主体の問題に焦点を当てる。リスク社会の到来により、何がどのように変化したのかということについては、社会学等で論

* 日本学術振興会特別研究員 PD (東京大学大学院新領域創成科学研究科)、
本学教養学部非常勤講師

じられてきた。それらを概観した上で、リスク社会論に対してスラヴォイ・ジジェクが精神分析を援用して述べていることを見る。そして、ジジェクの考察の妥当性について検討する中で、精神分析による認識主体の構造的な記述の意味するものを明らかにする。最後に、そのような記述を採用することによって、自己決定権に関する問題の考察を深められる可能性について述べ、今後の課題と方向性を示す。

I. 自己決定権と近代社会

1. 自由主義的な生命倫理学における定義

「自己決定権」という概念は様々な領域において用いられているが、本稿で主に考察の対象とするのは、生命倫理学の文脈で扱われる問題である。生命倫理学という領域の中にも多くの思想的背景があるが、この概念を最も積極的に使用してきたと思われるのは、英米系の自由主義的な倫理学の立場であろう。自己決定権は、J. S. ミルの『自由論』に依拠する概念であるとされることが多い。そして、ミルの主張の骨子は「他者危害（禁止）の原則」であると言われる。すなわち、「判断能力のある成人の場合、自身の生命、身体、財産等に関して、たとえ本人にとって不利益な決定を下したとしても、結果として他人に危害を及ぼすことにならない限りは、その決定を認める」という原則である。⁽¹⁾ この原則に関して、ミルの主張の中に類似した論点を探し当てようとするれば、文明社会における権力の行使が容認される条件について論じている箇所を挙げることができるだろう。すなわち、社会の成員は、他人に対する危害が生じず自身にのみ関係する行為においては、その独立は絶対的であるという。⁽²⁾

ミルの主張の背景にある文脈と、生命倫理学で自己決定権が論じられる際の文脈は、必ずしも一致するとは限らないが、その違いを検討することは本稿の主要な課題ではないので、ここでは措く。生命倫理学が自己決定権の源泉をミルに求めたのは、ミルが個人の独立を絶対的なものと見なせる範囲を限定したことも関連しているだろう。ミルは、未成年者をその対象外としているのであり、他人の保護を必要とする状態にある人々に対しては、外からの危害と同様に自身の行為からも保護されなければならないと述べる。⁽³⁾ 先述のように生命倫理学においては、自己決定権を行使することが許されるのは判断能力のある成人であるとされている。ここでは、当人のある時点における決定を、その者にとっての有利な選択と等置していないのであり、たとえ十分な情報を得たとしても自身の本当の利益を知ることができないと想定されている。⁽⁴⁾ このような想定に基づく限り、パターンリズムの行使が許容される可能性もあ

るということになる。つまり、利益がより大きくなるであろうと考えて保護者や医師が提示することが、本人の意思に優先される。

これまで述べてきたような自己決定権の性質を仮に無条件に認めるとすれば、判断能力のある成人による決定で「他者危害(禁止)の原則」に反しない場合には、その決定が尊重されるはずである。もちろん、実際には各種の制約があり、特に医療の現場においては、患者個人の決定であれば全て容認されるという状況にはなりがたい。第一に、医師と患者の知識の非対称性と呼ばれる問題がある。つまり、自身の身体について自己決定権を行使するには、十分な情報を与えられなければならないとされる。ただし、インフォームド・コンセントに基づいて決定がなされるということで、患者にとっての利益のみが考慮されているわけではないだろう。治療の結果についての責任を患者も負うということであり、医師の側の自己防衛手段として、インフォームド・コンセントが普及してきたという経緯もある。⁶⁾ また、判断能力のある患者であれば、十分な情報を与えられさえすれば常に合理的な選択ができる想定することは困難であろう。そこに作用している可能性のある種々の圧力や、決定の場面での精神状態等についても考慮しなければならない。

第二に、制度上の様々な制約がある。加藤尚武は、現代における医療行為には次の三つの類型があると説明する。⁶⁾ 一つは「根治型治療」であり、患者の側に医療アクセス権があるので、保険の対象となる。次に「救済型治療」であり、根治不可能であると診断された場合に患者に医療アクセス権が成立するが、保険の適用外としてもよい場合もあるものを指す。最後に「医療技術の便宜的利用」であり、美容整形や人工妊娠中絶等、医療技術を用いて患者の希望を達成するもので、実用には社会的承認が必要とされる。以上の三つの類型からも明らかなように、費用や資源等の諸条件を理由として、患者の決定が容認されない場合がある。もちろん、そうした理由付けが正当であるかということは、各々の場面ごとに検討される必要があるとしても、患者の決定を無条件に容認してよいということにはならないだろう。社会的承認が得られないために患者の決定が許容されないという場合には、倫理や法律の問題が焦点となる。このように、「他者危害(禁止)の原則」を採用するだけで、自己決定権の行使が直ちに可能になるというわけではない。そして、この原則そのものに対する疑義も多く提起されている。

数多くの論点のうち、ここでは「身体の所有」ということについて、簡単にではあるが触れておきたい。個人が自身の身体について自己決定権を行使できるとされるの

は、本人がその身体を所有していると想定されているからである。その想定に基づいて各々の制度や規範も作られているのだが、この想定はそれほど自明ではない。例えば、自らの身体が所有の対象であり、ある程度制御できるとしても、その事実から「身体を自由に処分してよい」という結論を直接的に導くことはできない。⁽⁷⁾ また、身体の所有という想定そのものに議論の飛躍がある。この点について、加藤は次のように説明する。⁽⁸⁾ 所有論の範囲が拡張され、身体にも適用される時、「所有するもの」と「所有されるもの」との区別が実在的なものではなくなる。そこでは、所有者である人格と、所有の対象である物体という二元論が想定されている。こうして、自身の身体についての自由な処分権が主張されることになるが、「私の生命を私が所有する」という現実には存在しない。他にも様々な指摘があり、自己決定権を自明の前提として捉えるわけにはいかないだろう。

2. 制度、技術、価値の相互作用

自己決定権は、思想的にも社会的にも近代性を強く帯びている。近代社会の特徴を、アンソニー・ギデンズは「再帰性」との関連で論じた。ギデンズによると、社会の再帰性は「脱埋め込み」と「再埋め込み」という過程を一つの特徴とする。「脱埋め込み」とは、社会関係が相互行為のローカルな脈絡から切り離され、再構築されることである。⁽⁹⁾ この過程が進むのは、社会の様々な側面の相互作用においてであろう。西欧では、キリスト教を中心とする秩序に支えられてきた社会の世俗化が進む中で、近代が到来した。村上陽一郎は、これを「聖俗革命」と表現する。近代への移行においては、どの時期や分野にも、その切り口に「聖」から「俗」への移行が見られるということである。⁽¹⁰⁾ 聖俗革命は、制度的にも思想的にも進化したのであり、宗教的な制度や価値を基礎とする秩序や知識が一つ一つ組み替えられていった。そこでは、「脱埋め込み」の後に「再埋め込み」がなされる。それは、「脱埋め込み」を達成した社会関係が作り直されることである。⁽¹¹⁾ キリスト教を中心とする伝統が、聖俗革命を経てその支配力を徐々に失って組み替えられていった結果、社会において近代的な新しい要素が中心的な位置を占めていくようになった。

例えば、キリスト教信仰に基づく世界観を背景とする知識体系は、近代化の中で個別の専門領域へと分化していった。村上は、この状況変化を「制度化」と呼ぶ。19世紀には、各々の専門領域において専門家の共同体が形成され、研究成果は論文として、同僚評価に基づくレフェリー制度を採用したジャーナルに掲載されるようになって

た。⁽¹²⁾ キリスト教信仰との距離が生じたことで、このような知識体系とそれを支える制度が成立したという意味で、社会の再帰化と認識主体の再帰化は同時進行していったと言える。それは、自然科学に限ったことではない。自己決定権を行使する資格があるとされる、理性的な判断能力のある個人とは、近代化された秩序に合致した存在である。そのような主体を形成することが、近代社会の一つの課題であったとさえ言えるだろう。すなわち、自律的主体の判断能力を高めるために必要となるものを他律的に受容させるシステムが、近代的な社会の規範として設定されたということである。⁽¹³⁾ インフォームド・コンセントが抱える問題の一つも、ここにある。決定主体を医者から患者や家族へと単に移すことは、権力の位置の移行に過ぎないと、小松美彦は批判する。⁽¹⁴⁾ 自律的な存在として他律的に形成された主体の権力性という問題が、棚上げにされているということである。

近代への移行には、技術的な要因も関係しているだろう。ギデンズが挙げる例は、時計の発明である。時間と空間が標準化されることで、社会活動は目の前の特定の脈絡への埋め込みから解放される。⁽¹⁵⁾ このような技術が人々に普及することで、日常の行動様式も変化していくのであり、その影響は制度や価値にも及ぶ。もちろん、制度や価値がそうした技術を求めるということもあり、ここには両者の相互作用がある。それは、「大衆」という社会層の出現でもあった。村上は、その例として「放送」という技術革新を挙げている。放送という概念は、聴取者の個性や特性を捨象した、不特定多数の抽象的な大衆という存在を前提として成立する。⁽¹⁶⁾ ミルが個人の自由を擁護したのは、大衆社会という状況を危惧していたからでもあった。優れた才能と教養を持つ少数者に従う場合を除けば、民主制あるいは多数者貴族制による政治は凡庸になるのであり、全ての賢明で高尚な事柄の創始は個人からであるというのが、ミルの認識である。⁽¹⁷⁾ ところが、大衆の一人一人も自由を尊重されるべきであるということになると、個人の自由の擁護はミルの想定とは程遠いものになるだろう。結果として、自律的な個人が採用することを望むであろうとされる生活や成熟の諸形態は、むしろ締め出されることになる。⁽¹⁸⁾

すると、「自律的な個人による決定」という建前は保持されながら、実際には人々が自らの欲するままに振舞うという状況が展開されていく。もちろん、人々のそのような行為には限度があり、「他者危害(禁止)の原則」もまた、一種の制約条件として機能することが期待されていたものである。しかし、近代以前の社会にあった種々の制約条件から解放され、人々のオプションが拡大したということは確かであろう。

ここでは、供給する側が宣伝や広告等の手段を通じて、人々の需要を開発していくことが正当視されるようになっていく。⁽¹⁹⁾ その対象となる人々は大量であり、大量生産・消費・廃棄型社会における宣伝や広告の手法の多くは、特定の個人に向けられたものではない。しかも、新たな技術が開発されたということについての情報の伝達自体が、人々の需要を拡大させていくこともある。つまり、技術を提供する側が示すオプションが人々を掻き立てるということであり、そこでの技術は、解放された人々を充足するための手段にとどまらず、それまで存在しなかった需要を開発する役割をも演じるようになっていった。⁽²⁰⁾

3. 専門家との関係

自身の身体に関して自己決定権を行使することが可能であるためには、当然のことながら、当該の決定を実現するための制度や技術が整えられた状況が存在しなければならない。医療行為が医師という専門的な知識や技術を持った人物によって担われるという側面は、確かに近代以前にも見られた。しかし、知識や技術の進展に伴い、それらについて一般の人々は十分な知識を持っていないという場合が多くなってきた。先述した、医師と患者の知識の非対称性という論点も、このことに関連する。医療の現場に限らず、科学技術全般において、専門家と非専門家の非対称性があるとされる。一般の人々が、専門家にある程度委ねるという状況の出現が近代社会の特徴の一つであると、ギデンズは指摘している。専門家への信頼とは、そうした人々に対してというよりはむしろ、その知識の信憑性に対してのものであるという。⁽²¹⁾ このような関係性を、抽象的システムへの「顔の見えないコミットメント」とギデンズは呼ぶ。その対極に位置づけられるのは、共にそこに居合わせている状況下での信頼関係としての「顔の見えるコミットメント」である。⁽²²⁾ ただし、「顔の見えないコミットメント」において、専門家と一般の人々との間の接点が消えてしまうわけではない。抽象的システムに対する信頼は多くの場合、それに責任を負う人々や集団との出会い、すなわち「顔の見えるコミットメント」と「顔の見えないコミットメント」が交わる場という「アクセス・ポイント」を必要としている。⁽²³⁾

つまり、専門的知識への信頼は、専門家という具体的な人々との関係を媒介として実現する。もちろん、その関係は限定的なものであることが多く、専門家との接点が常時あるという人々の数は一定数に留まるだろう。それゆえ、このように限られた範囲内で信頼関係を構築できるかどうかという問題が生じる。ギデンズによると、アク

セス・ポイントにおける「顔の見えるコミットメント」では、落ち着き払った態度と結びついた信頼性や誠実さの明示を必要としているという。⁽²⁴⁾ そのことは、医療に関しても論じられることが多い。専門家としての医療関係者への信頼が存在しなければ、患者は自身の身体への医療行為を専門家に委ねることは困難であるとされる。この点は、医師と患者の関係がパターンリズムであろうと、インフォームド・コンセントを通じた自己決定権の行使であろうと、共通の前提とされているのではないだろうか。もちろん、医師による信頼性や誠実さの明示が、ある程度は形式的なものであると患者の側が気づいているであろうということは、医師の側でも想定されているはずである。また、このような信頼関係は、専門家集団の内部においても求められるものであれば、ギデンズは論じる。「顔の見えるコミットメント」は、仕事仲間や同僚の信頼性を内部管理する手段にもなっている。⁽²⁵⁾

近代社会における営みは、それ自体に関して新たに得た情報によって常に吟味され改められ、変化していく。⁽²⁶⁾ それゆえ専門的知識がもたらす変化は、社会に生きる一般の人々にも影響を及ぼす。その例として、社会科学による記述が一般の人々の行動に与える影響を、ギデンズは挙げている。社会科学の概念や理論は、人々の行動内容を積極的に組み立てていき、そうした行動をとるに至る理由を告知していく。⁽²⁷⁾ すると、そうした言説の影響が、社会や個人に対して再帰的に作用することになる。もちろん、一般の人々は専門的知識の全てを理解しているわけではないとしても、新聞やテレビ、インターネットをはじめとする様々なメディアを通じて多くの情報を得る中で、専門的知識の影響を受ける。このような状況では、研究対象自体が専門的知識に多少とも依拠しつつ物事を考えることを学んでいるため、研究対象を再帰的に再構築していく。⁽²⁸⁾ ここに、社会の再帰性と認識主体の再帰性との接点を見ることができよう。このような現象は、社会科学に限ったものではない。自己決定権を行使する患者はインフォームド・コンセントを通じて、あるいは、インフォームド・コンセントを受ける前から既にメディア等の発信する情報を通じて、再帰的に認識し判断しているのである。

それは結果として、専門的知識の性質自体を再帰的に変容させていくこととなるだろう。もちろん、研究者共同体は依然として存在し、高度に専門的な知識の追究がなされている。しかし一方で、例えば現時点で治療法が見つかっていない難病の患者やその家族が、そうした患者を扱った経験のない医師以上に、その病気について多くの知識や情報を持っているという場合がある。⁽²⁹⁾ そのような一般の人々は、学術誌やイ

インターネット等を活用して、最新の研究成果を共有していることも珍しくない。しかも、患者や家族たちは、発展した情報技術を活用しつつ、連帯のための共同体を構成していることも多い。⁽³⁰⁾ すなわち、専門的知識との関係における認識の再帰性が、既存の生活環境や人間関係の変容を促し、社会の再帰化の進展をもたらしている。ここにあるのは、「資格付けられた専門性」とは無関係に、それに匹敵するような専門性であり、村上はそれを「開かれた専門性」と名づけている。⁽³¹⁾ このような観点から専門的知識について捉えるならば、科学技術社会論が研究対象としてきた専門性に関する問題は、社会及び認識主体の再帰性についての問いとして再構成されることで、考察を深められるはずである。

II. 再帰化の進行

1. リスク社会

再帰化が進化した状況は、「リスク社会」と表現される。ギデンズによる指摘を要約すると、次のようになるだろう。⁽³²⁾ 第一に、リスクとされる出来事の激化、地球上の多くの人々に影響を及ぼす問題の増加といった、リスクのグローバル化である。地球環境問題、核兵器問題等が、その例として挙げられる。第二に、「社会化された自然環境」に由来するリスクである。原子力発電所事故による自然界への影響、地球温暖化問題等は、その典型であろう。第三に、「リスク」というものが認知の対象となり、それが一般の人々にも広く流布し認識されるようになるということである。化学物質の影響、医薬品や医療技術のリスクなど、専門家でない人々も強い関心を持っている問題は多い。第四に、専門的知識の限界に対する認知であり、専門家の示す通則を採用した場合の帰結について完全な熟知がなされているわけではない。ギデンズの分類では、第一の点と第二の点は「リスクの実際の分布を変えるもの」であり、第三の点と第四の点は「リスクに対する認識を変えるもの」である。⁽³³⁾ この分類を本稿の問題関心に即して言い換えると、前者は社会の再帰性に関わり、後者は認識主体の再帰性に関わる。このような状況は、「再帰的近代化」と呼ばれる。それは、モダニティのもたらした帰結がこれまで以上に徹底化し、普遍化していくということである。⁽³⁴⁾

ウルリッヒ・ベックは、再帰化が進行した状況を「個人化」という概念を用いて描写している。それは、工業社会的生き方の「脱埋め込み」と、新たな生き方による「再埋め込み」を意味する。⁽³⁵⁾ ここでは、社会の再帰化と認識主体の再帰化との関連性が問題にされている。個人化とは、確信できるものを欠き、自己と他者に対する新たな

確実性を見出し創造することを強いられている状態である。⁽³⁶⁾ この状態では、社会の意思決定システムの前提が問われる。「他者危害(禁止)の原則」においては、行為が無限の空間の中のアトムとして考えられてきたが、そのようなものは実際には存在しないということ、加藤尚武は指摘する。⁽³⁷⁾ 自由主義的な生命倫理学が、環境倫理学と対比されて論じられる理由の一つが、ここにある。進歩という理念に基づく近代社会の倫理や意思決定システムは、有効な合意が現在世代の間で成り立つという共時的な性質であり、未来世代に対する責任を負うという通時的な視点が内蔵されていない。⁽³⁸⁾ 無限の進歩という神話が機能しない状況で、通時的な倫理や意思決定システムが再評価されることになる。医療の現場でも、遺伝子治療をはじめ、当該の行為の影響が未来世代にまで及ぶ可能性のあるものについて、同様の議論が生じることになる。問題は、「他者危害(禁止)の原則」を補完するとされるものが用意されても、それが有効に機能し得るのかどうかということである。

それゆえ、意思決定に関わる認識主体の再帰性的の問題を考えなければならない。ギデンズは、リスク社会における「運命」という概念の持つ意味に着目する。様々なリスクが認知されるようになったからといって、そのことが直ちに人々の問題意識や不安を喚起するとは限らない。むしろ、物事は定められた経路しか辿らないという感情、自身の統制の及ばない遠方の出来事に対する漠然とした認識には、人々を不安から解放する効果がある。⁽³⁹⁾ 社会現象との連動により、同様の効果が現れるものもある。「心理学化」と呼ばれる現象に見られるように、今日では日常生活や流行に、心理学的言説の通俗化されたものが多く入り込んでいる。その結果、人々の関心がそれらに向かい、問題が個人の心理的次元に解消され、社会的次元を直視することが回避されてしまいやすくなる。心理学的言説は、強力な再帰化の道具として種々の「大きな物語」を解体してきた一方で、主体の再帰化の進行が徹底化することを停止する道具にもなっている。⁽⁴⁰⁾

リスク社会においては、自己決定権とその行使についても、従来と同じ文脈で捉えることが困難な場面が増えてくる。既に論じたように、少数者の保護による社会の進歩というミルの想定に反する形で、大衆社会において機能するものとして、「他者危害(禁止)の原則」は位置づけられてきた。社会の再帰化が更に進行し、既存の秩序や人間関係の不安定化が顕著であると認識されるようになると、人々の不安は増し、自身やその帰属先の現状を脅かすと想定された人々への猜疑心も高まる。すると、他人が侵入してこない限りは寛容でなければならないという義務は、「他人に近づきす

ぎてはならない」、つまり「私の過度の接近に対する他人の不寛容を尊重しなくてはならない」という意味を、より強く帯びるようになる。⁽⁴¹⁾ それは、自己決定権を行使する資格のある個人を擁護するというこの意味の変化でもあるだろう。すなわち、「他人から安全な距離を保つ権利」という側面の増大である。⁽⁴²⁾

2. ジジエクによる批判

スラヴォイ・ジジエクは、ラカン派精神分析の観点からリスク社会について批判的に検討している。先述したように、現代では従来の倫理的な前提が通用しなくなりつつあるとの認識が強まっている。ジジエクは現代社会の一つの特徴として、各種の倫理委員会の乱立を挙げている。倫理的な行動を規定した基本マニュアルの創出に、あらゆる領域で取り組むよう迫られているという事態は、「大文字の他者」、すなわち、安心かつ絶対的な信頼を寄せ得る倫理的不動点を提供するはずの象徴的な準拠枠が失われてしまったことに起因しているという。⁽⁴³⁾ ここには、科学的な知識に対する二つの態度が見られると、ジジエクは指摘する。倫理委員会は言説に正当性を与えるために、最先端の科学的な知識を引き合いに出して合理的説明を試みる一方で、当の科学が暴走する可能性を危惧し、非科学的な根拠に基づいて科学研究を規制する指針を定める必要に迫られているという。⁽⁴⁴⁾ ただし、先程引用した箇所でも指摘していたように、専門家による科学的な知識の権威性は失われていることもある。予想される危機が最先端の科学に全面的に依存しているとはいえ、仮説的な要素も含まれているのであり、そこで扱われているものこそ、科学技術が生み出した不慮の産物としての新たなリスクと不確実性である。⁽⁴⁵⁾

不確実性という困難の所在は、問題の複雑性ではなく再帰的性質にあると、ジジエクは述べる。つまり、強大な力や運命に我々が操られているということではなく、むしろそのような超越的な力など存在しないという事実、すなわち、依拠できる堅固な足場としての自然や伝統などは存在せず、しかるべき選択の結果として獲得されたものとして事象が経験されてしまうということである。⁽⁴⁶⁾ しかし、既存の倫理的な規範が弱体化し、意思決定の根拠を欠いた状態であっても、何らかの選択をしなければならない。リスク社会に生きる人々は、どんな結末が控えているか知らないまま、「自由に選択せよ」という強制力の下で決定し、自身の決定に対して責任を負わなければならないのだが、倫理委員会等の存在は不確実性を覆い隠してしまう。⁽⁴⁷⁾ 以上のようなジジエクの視点は、再帰化の進展について、認識主体の構造と社会との関連性に焦

点を当てていると言える。ジジェクは、ギデンズやベックらのリスク社会論には、主に二つの問題点があると述べる。⁽⁴⁸⁾一つは、主体の在り方を決定する基本条件に深く影を落とすほどの、新しい社会行動原理が出現したことのインパクトを、彼らは不当に低く見積もっている点であるという。もう一つは、不確実性が現代社会の普遍的特徴の一つであるとの認識を彼らは示すことで、各々のリスクが個別に抱えている社会経済的問題の本質を見えにくくしているということであると指摘している。

そして、精神分析的な主体の構造という観点から、リスク社会がもたらした状況変化について論じられる。リスク社会の出現によって多大な影響を被っているのは、伝統や象徴的な準拠枠ではなく、象徴的な制度そのものであり、それへの信頼と付託との遂行的な次元は、その土台を掘り崩されてしまっているという。⁽⁴⁹⁾再帰化が進展した状況での「大文字の他者」の失墜は、その結果として生じた事態であるということになる。信頼とは、象徴的な制度の非再帰的な受容を土台とするもの、理由なき信念の跳躍によって成立するものであると、ジジェクは定義する。⁽⁵⁰⁾このような観点から見た場合、リスク社会論における認識主体に関する記述は不十分であるという。もちろん、ギデンズらによる考察の中でも、リスク社会に生きる人々が抱える不安や信頼の喪失といった問題は扱われている。しかし、彼らが論じている主体とは、自由に判断し、反省し、決定し、自身の従うべき規範を選択するといったことが可能であると見なされた、全く近代的な主体のままであるとジジェクは批判する。⁽⁵¹⁾すなわち、再帰化の進行によって生じた、象徴的な制度の揺らぎという決定的な変化を見落としているという指摘である。

ジジェクの主張の妥当性については後程検討するが、この論点はギデンズとベックの相違にも関連している。確かにギデンズは、社会の再帰性と主体の再帰性を区別しているが、認識の再帰性を「省察」として定義している。ギデンズによると、省察はモダニティの有する再帰性全般の基盤をなすものである。⁽⁵²⁾問題は、省察によって全てが主体に意識的に経験されるのかという点であろう。この点についてベックは、意識的になされる認識を「省察」もしくは「知」と呼び、近代的な諸制度が意図せざる自己破壊へと至ることを「再帰性」と呼んで区別する。⁽⁵³⁾単に意識的ではないという意味で「無意識」という言葉を自己破壊の説明として用いている点では、もちろんベックの記述はジジェクの精神分析的な定義とは異なる。ベックによると、近代化とは、意図されない、気づかれない、省察とは無縁な形でそれ自体を蝕んでいくものであるという。⁽⁵⁴⁾ただし、このように定義された再帰性は社会に関するものであり、ギデン

ズが信頼に関して論じているような、認識についての問いはベックにおいては明確にされていない。近代のあらゆる社会的行為の基盤に省察を位置づけたギデンズに対して、そうした行為には省察の及ばないものがあるということに、ベックの議論は力点が置かれている。

3. 象徴的な制度について

ジジェクの考察と自己決定権との関連で触れておきたいのは、「モンスター患者」と日本で呼ばれている現象である。医療の現場では、患者からの暴言や暴力が激化し増加しているとのことで、新聞や雑誌にも関連記事が度々掲載されている。「再帰性とアイデンティティ」研究会 2008 年度第 2 回 (2008 年 7 月 29 日、東京大学) にて石原明子は、『『医療崩壊』『医師不足』といわれる現象について考える』と題して発表し、この問題について論じた。問題の背景については様々な指摘がなされているが、ここでは石原が発表の際に触れた三つの点を挙げてみたい。第一に、横浜市立大学医学部附属病院で起きた患者取り違え事故等を契機に、マスコミで「医療の質」や「医療の信頼」が頻繁に語られるようになったことである。これは、専門性について先述した、社会の再帰化と主体の再帰化が連動するという現象の一例であろう。第二に、医療においてコンシューマリズムという側面が強くなってきたことである。病院にとって来院者は「患者様」であり、そのような状況が続くと、患者側の医療サービスに対する期待も過剰になるのかもしれない。第三に、医療の標準化である。EBM(Evidence Based Medicine) やガイドラインの制定等により、「医療の質」を従来よりも容易に議論の対象にすることができるようになった。このことも、社会の再帰化の進行によるものである。

近代社会においては、医師個人の人格という側面よりも、その機能という側面が注目されやすくなっていったのではないかと石原は述べ、医師個人への信頼は専門家への信頼と常に一致するのだろうかかと問題提起した。ここで言う専門家への信頼は、抽象的システムへの「顔の見えないコミットメント」とギデンズが論じた事柄に重なるだろう。ただし、「顔の見えないコミットメント」は「顔の見えるコミットメント」によって補完される必要があると、ギデンズは指摘していた。ジジェクは、この点について裁判官の機能を事例に論じている。⁶⁵⁾ 象徴的な制度においては、社会的仮面の方が、それを被っている個人よりも重要である。「私は敬意をこめて彼に接する。なぜなら彼は裁判官のバッジをつけているので、彼が話すとき、法が彼を通して語っているの

だ」。裁判官の語りにおいては、その人物の人格よりも、その言葉、法制度の言葉の方により多くの真実があるのであり、この象徴的虚構の効果が現実を構造化している。ジジエクのこの説明は、医師の権威について論じる際にも適用できるだろう。「モンスター患者」現象は、こうした権威性が常に通用するわけではなくなった状況において生じたものであると考えられるかもしれない。既に見たように、ジジエクはそのことを「大文字の他者」の衰退として説明した。

では、ジジエクの論じていることは、精神分析的な観点から見た場合にどのように評価できるだろうか。ジャック・ラカンは認識主体の構造を記述するために、「象徴」という概念を用いている。ラカンの言う象徴の機能は、あくまでも主体の構造の一部であり、社会の実体的な制度ではない。それが仲介することで主体は社会的に定義されるのであり、互いの自我は象徴の交換を通じて位置づけられ、その統御がなされる。⁽⁶⁶⁾ この説明からも明らかなように、象徴の機能は一人の認識主体に閉じたものではなく、複数の主体と社会を媒介する役割を果たしている。換言すれば、伝統という社会事実と、想像という精神機能による心理事実とを結びつける仲介者である。⁽⁶⁷⁾ この仲介機能に支えられて想像的に指定された「大文字の他者」も、具体的な人物や制度に還元できるものではない。現代社会においては、倫理委員会等が「大文字の他者」の機能を代替していると、ジジエクは述べていた。ジジエクの記述では、時として社会的次元と主体的次元が曖昧にされるので、倫理委員会という実体的なものが直接的に「大文字の他者」の代替物になったと述べているかのようにも読める。しかし、精神分析が扱うのは、社会事実と心理事実を象徴によって媒介された主体であり、実体的な制度が直接的に主体に関与するのではない。

ジジエクの言説に従えば、既存の社会制度との関係の中で安定していた「大文字の他者」が、現状においては機能不全に陥っているということになるだろう。そのような事態は、実際に生じているのだろうか。従来の秩序や人間関係が不安定化する中で、多くの人々がアイデンティティ・クライシスや精神疾患に苦しんでいると言われる。あるいは、伝統の拘束力が弱まって、人々はますます自身の欲するままに自己決定権を行使するようになったと言われる。これらの観察は、諸々の現象の記述として妥当である場合があったとしても、社会の成員の全てが同様の事態に陥っているとは言いがたい。例えば、秩序や人間関係の不安定化によって、ルーティーンがある程度は失われた状況でも、人々の日常の自明性は崩壊しているとは限らないのであり、自明性とルーティーンが常に連動しているというわけではない。⁽⁶⁸⁾ つまり、伝統という社会

事実の状況変化が、主体の心理事実の決定的な変化を直ちにもたらすとは言えない。逆に、心理事実が大きく変化し不安定化した主体がいたとして、本人の生きている社会事実の側で同時に、決定的な変化は起きていないかもしれない。したがって、ジジェクの考察は社会及びそこに関与する主体の傾向についての説明として位置づけられるとしても、それを個別的な事例に当てはめることに関しては慎重であるべきだろう。

おわりに

これまで論じてきたように、自己決定権という概念とその行使は、社会及び認識主体の再帰化が進展する「近代」という状況の中で生じ、変容を遂げてきたものである。だからこそ、自己決定権について検討するという作業においては、それが置かれている文脈としての社会状況と、決定に関与する認識主体が、それぞれ再帰的な性質を帯びていることが明確に記述される必要があるだろう。例えば、立岩真也が指摘するように、「他者危害（禁止）の原則」が前提とする「自律」という価値は両義的である。⁽⁵⁹⁾ この概念は近代的な理念として掲げられる一方、人々が他律的な存在となってしまった状況下で自律の獲得や復権が主張されるとしたら、それは近代批判の概念となる。それゆえ、「自律」を掲げることに、自身を批判的な立場や少数派に置くことも、逆に主流な立場や多数派に置くこともできる。立岩によるこの指摘は、自己決定権という概念とその文脈が、再帰的に再生産され続けているということの記述としても捉えられるだろう。自身の位置づけは、それに反するものとの関係の中で、「自律」という共通の前提を媒介として絶えず再定義され、その作業を通じて強化されていく。同時に、そのようにして生成されたものを問い直していく営みもまた、再帰的である。認識主体が何らかの決定をする際に提示される選択肢、決定に影響する諸条件、背景にある社会的価値は、選ばれた結果として存在しているものなのだから、それらを選び直すこともできる。⁽⁶⁰⁾

その営みにおいては、「自律」という概念だけでなく、それが論じられる文脈自体を再考することから始めなければならないだろう。日本が近代化の過程で採用した医療制度では、「知が医師の側にあり、無知が患者の側にある」という前提が容易に受け入れられたのではないかと、佐々木孝次は指摘している。⁽⁶¹⁾ 佐々木は精神分析の観点から、日本における主体のディスクルの問題として、このことを捉えている。すなわち、権威ある医師やありがたい薬に与かるといふ盲目的な信頼関係においては、自分たちがどのような話し方をしているかという反省が、互いの間から生じにくかつ

たのではないかということである。⁽⁶²⁾ これは、自己批判的な再帰性の欠如と呼んでもよいだろう。このような点の検討さえ不十分なまま、社会の再帰化が進行する中で、今度はパターンリズムが全面的に否定されていった。そこでは自己決定権が無批判に肯定され、濫用されるようになった。ただし、このような状況変化にもかかわらず、構造的に見るならば、自身のディスクルールに無自覚であるという点では、両者は共通している。主体の自己批判的な再帰性は、依然として欠如していると言えるだろう。このように、自己決定権について精神分析的な観点から問うことで初めて見えてくることもあるはずであり、今後の課題としたい。

注

- (1) 加藤(1997)、p.167.
- (2) Mill, p.73. (邦訳 pp.224-225)
- (3) *Ibid.* (邦訳同上)
- (4) 立岩(1997)、p.74.
- (5) 村上(1996)、p.186.
- (6) 加藤(1999)、p.28.
- (7) 立岩(1997)、p.27.
- (8) 加藤(1997)、pp.172-173.
- (9) Giddens, p.21. (邦訳 pp.35-36)
- (10) 村上(1976)、p.11.
- (11) Giddens, pp.79-80. (邦訳 p.102)
- (12) 村上(2001)、p.58.
- (13) 櫻村(1998)、p.258.
- (14) 小松、p.45.
- (15) Giddens, p.20. (邦訳 p.34)
- (16) 村上(2001)、p.127.
- (17) Mill, p.124. (邦訳 p.291)
- (18) Gray & Smith, p.18. (邦訳 p.24)
- (19) 村上(2001)、p.131.
- (20) 同上、p.135.
- (21) Giddens, pp.27-28. (邦訳 p.43)
- (22) *Ibid.*, p.80. (邦訳 p.102)
- (23) *Ibid.*, p.83. (邦訳 pp.106-107)
- (24) *Ibid.*, p.85. (邦訳 p.108)

- (25) *Ibid.*, p.87. (邦訳 p.110)
- (26) *Ibid.*, p.38. (邦訳 p.55)
- (27) *Ibid.*, p.41. (邦訳 p.59)
- (28) *Ibid.*, p.43. (邦訳 p.61)
- (29) 村上 (2001)、p.170.
- (30) 同上。
- (31) 同上。
- (32) Giddens, pp.124-125. (邦訳 pp.155-156)
- (33) *Ibid.*, p.125. (邦訳 p.156)
- (34) *Ibid.*, p.3. (邦訳 p.15)
- (35) Beck, Giddens & Lash, p.13. (邦訳 p.30)
- (36) *Ibid.*, p.14. (邦訳 p.32)
- (37) 加藤 (1997)、pp.176-177.
- (38) 同上、p.206.
- (39) Giddens, p.133. (邦訳 p.165)
- (40) 檉村 (2007)、pp.233-234.
- (41) Žižek (2007), p.101. (邦訳 p.173)
- (42) *Ibid.*, p.102. (邦訳 p.174)
- (43) Žižek (1999), p.332. (邦訳 p.186)
- (44) *Ibid.*, p.333. (邦訳 p.188)
- (45) *Ibid.*, p.335. (邦訳 p.192)
- (46) *Ibid.*, p.336. (邦訳 p.194)
- (47) *Ibid.*, pp.337-338. (邦訳 p.196)
- (48) *Ibid.*, p.341. (邦訳 p.202)
- (49) *Ibid.*, p.342. (邦訳 p.204)
- (50) *Ibid.* (邦訳 p.205)
- (51) *Ibid.* (邦訳 p.204)
- (52) Giddens, p.40. (邦訳 p.57)
- (53) Beck, Giddens & Lash, p.176. (邦訳 p.321)
- (54) *Ibid.* (邦訳同上)
- (55) Žižek (2007), p.33. (邦訳 pp.63-64)
- (56) Lacan (1975), p.161. (邦訳 p.226)
- (57) 佐々木 (2005)、p.21.
- (58) 檉村 (2007)、p.145.
- (59) 立岩 (2005)、p.27.
- (60) 立岩 (2000)、p.306.
- (61) 佐々木 (1984)、p.306.
- (62) 同上、p.307.

参考文献

- 櫻村愛子『ラカン派社会学入門 現代社会の危機における臨床社会学』世織書房、1998年。
- _____『ネオリベリズムの精神分析 なぜ伝統や文化が求められるのか』光文社新書、2007年。
- 加藤尚武『現代倫理学入門』講談社学術文庫、1997年。
- _____『脳死・クローン・遺伝子治療 バイオエシックスの練習問題』PHP新書、1999年。
- 小松美彦『死の声 声の翳り —— 小著『死は共鳴する』批判に答えて —— 』、『MORALIA』第5号、1998年。
- 佐々木孝次『ラカンの世界』弘文堂、1984年。
- _____『森田療法と精神分析 —— 心理療法におけることばの意味 —— 』、『I. R. S. —— ジャック・ラカン研究 —— 』第4号、2005年。
- 立岩真也『私的所有論』勁草書房、1997年。
- _____『弱くある自由へ —— 自己決定・介護・生死の技術』青土社、2000年。
- _____『他者を思う自然で私の一存の死』、『思想』2005年第8号。
- 村上陽一郎『近代科学と聖俗革命』新曜社、1976年。
- _____『医療 —— 高齢社会へ向かって』読売新聞社、1996年。
- _____『文化としての科学／技術』岩波書店、2001年。
- Beck, Ulrich, Giddens, Anthony & Lash, Scott. *Reflexive Modernization: Politics, Tradition and Aesthetics in the Modern Social Order*, Polity, 1994. (松尾精文他訳『再帰的近代化——近現代における政治、伝統、美的原理——』而立書房、1997年。)
- Giddens, Anthony. *The Consequences of Modernity*, Polity, 1990. (松尾精文、小幡正敏訳『近代とはいかなる時代か? ——モダニティの帰結——』而立書房、1993年。)
- Gray, John & Smith, G. W. "Introduction", Gray, John & Smith, G. W. (eds.) *J. S. Mill On Liberty in Focus*, Routledge, 1991. (泉谷周三郎、大久保正健訳『ミル「自由論」再読』木鐸社、2000年。)
- Lacan, Jacques. *Les écrits techniques de Freud*, Seuil, 1975. (小出浩之他訳『フロイトの技法論[上]』岩波書店、1991年。)
- Mill, J. S. *Utilitarianism, Liberty, and Representative Government*, J. M. Dent & Sons, 1910. (関嘉彦編『世界の名著 49 ベンサム J. S. ミル』中公バックス、1979年。)
- Žižek, Slavoj. *The Ticklish Subject: The Absent Centre of Political Ontology*, Verso, 1999. (鈴木俊弘、増田久美子訳『厄介なる主体 政治的存在論の空虚な中心 [2]』青土社、2007年。)
- _____ *How to Read Lacan*, W. W. Norton, 2007. (鈴木晶訳『ラカンはこう読め!』紀伊國屋書店、2008年。)

※本研究には、平成20年度科学研究費補助金[特別研究員奨励費](課題番号208320)を使用した。

Reflexivization and Self-determination Rights

<Summary>

Yuki Hagiwara

This paper is a sequel of “On Reflexivity defined by Anthony Giddens”, in which I reexamined Giddens’s *The consequences of Modernity* putting an emphasis on his definition of “reflexivity”. I discussed critically how he defined this concept and what the problems of his theory were. The next issue is how we make a decision in reflexivized situations today.

A keyword of decision-making is self-determination rights. In bioethics, many authors relate this concept to ideas of John Stuart Mill. He tries to protect the rights of the individual and doubts whether the minority have to be ruled by the majority. He emphasizes the importance of liberty of the cultivated minority, because he thinks that it is a necessary condition to improve society. This idea is applied to the principle of self-determination which is called a “harm-to-others principle”. According to the principle, self-determination is valid even if the decision is inexpedient for him or her, as long as he/she has the enough ability to judge and the decision does not harm other people. It is supported by modern ideas which assume that he/she owns his/her body. Those who are skeptical about liberal bioethics often criticize this assumption.

A person who can exercise self-determination rights is in a disembedded tradition where locality is defined reflexively and his/her perspective is also reflexive. For example, social science describes society and his/her behavior, and he/she becomes to act under the influence of the description. This means that his/her daily life is based on expert systems. He/she trusts the competence of professionals who have expert knowledge. However, a truism of this trust

has been shaken through a process of reflexivization. Thoroughly reflexivized situation is called risk society where it is very difficult for professionals to predict what happens in the future, and reliability of expert systems tends to lose its prestige.

New issues professionals cannot deal effectively with in risk society also show that solutions are not found in traditional ethics. Contemporary ethics such as bioethics, environmental ethics and so on are regarded as substitutions for traditional ones, and professionals as members of ethical committees on the issues discuss them to invent the basic rules of proper ethical conduct. Slavoj Žižek says that the sprouting of committees means the nonexistence of the big other, any symbolic point of reference that would serve as a safe and unproblematic moral anchor. People have to make decisions which may affect their survival without any proper foundation, which may be one of the reasons why many people live with anxiety. Žižek criticizes that ethical committees are there to conceal this uncertainty.

According to Žižek, the nonexistence of the big other is a result of thorough reflexivization. Trust relies on non-reflected acceptance of the symbolic institution, but it is undermined in risk society. A problem of this explanation is that it is unclear whether he discusses the structure of society or that of the psychoanalytic subject. The symbolic in Lacanian psychoanalysis is not a social institution but a part of the structure of the subject. The symbolic is a medium of between traditions and egos. This view shows that the present contexts of self-determination rights and decision-making process are variable, because they are the results of symbolization. They can change their relationships and the perspectives self-critically.

